

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準等の一部改正（案）に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見及びそれに対する厚生労働省の考え方について

令和3年10月29日
厚生労働省

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準等の一部改正（案）」に関する意見募集については、令和3年7月16日から令和3年8月14日まで、電子政府の総合窓口(e-Gov)のホームページを通じて御意見を募集いたしましたところ、14件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方については、次のとおりです。

なお、御意見については、本意見公募の対象となる事項についてのみ、適宜要約等の上、取りまとめさせていただいておりますので、御了承ください。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。
今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

番号	御意見の概要	御意見に関する考え方
1	・改正案に賛成する。	・御意見ありがとうございました。
2	・平成24年の専門家会合において検討課題とされた事項の実現となっているようだが、施行まで10年近くかかっていることになる。今後は実現時期を提示してできる限り早く対応がなされることを望む。	・いただいた御意見は、今後の施策における参考とさせていただきます。
3	・改正事項の周知方法として、全体の広報だけでなく、個別に改正をお知らせするようなことも行っていただきたい。	・今回の改正により、障害の状態に変化がない場合でも上位の等級に該当する方が想定されることから、眼の障害により2級及び3級の障害年金を受給されている方に対して、個別に周知を行ってまいります。
4	・現行の独自基準（中心5度以内）を維持するために、原則廃止とする症状の限定をこのみ据え置くことについて。公平公正を期すために、診断書のゴールドマン視野計の欄に「求心性視野狭窄又は輪状暗点を呈している はい・いいえ」を設けてはどうか。求心性視野狭窄又は輪状暗点の有無	・輪状暗点及び求心性視野狭窄については、本案の作成において参照した、「視覚障害認定基準の改定に関する取りまとめ報告書（平成28年8月26日、公益財団法人日本眼科学会 視覚障害者との共生委員会、公益財団法人日本眼科医会 身体障害認定基準に関する委員会との合同委員会）」（以

	について診断書作成医にはっきり意思表示してもらわなければならない。	下「取りまとめ報告書」という。)において、「ゴールドマン型視野計による動的視野検査でも、これらの視野用語の厳格な判定基準はない。」とされております。 ・当該記載や現状の取扱い（輪状暗点及び求心性視野狭窄については、診断書作成医が直接判断するのではなく、実際の視野図から総合的に判断する）などを勘案し、これまでと同様、診断書に輪状暗点及び求心性視野狭窄に関する記載は求めないこととします。
5	・国民年金・厚生年金保険障害認定基準（別表1併合判定参考表）の1級1号区分1「両眼が失明したもの」は、改正前から区分10「視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの、又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの」（旧「両眼の視力の和が0.04以下のもの」）に包含されていると思われる。 ・旧区分10は区分1に統合の上で削除し、新区分2として視野の要件を挿入し、以下の区分番号を繰り下げる改正が好ましいと考える。	・障害認定基準の「別表3 現在の活動能力減退率及び前発障害の活動能力減退率」において、1号区分1～9、区分10～13で活動能力減退率が区分されております。 ・このことから、1号区分1「両眼が失明したもの」と1号区分10「視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの、又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの（旧「両眼の視力の和が0.04以下のもの」）」では、その活動能力減退率に差があることから、これらを統合することは適当でないと考えております。
6	・「第1節 眼の障害」の「1 認定基準」の表は、国年令および厚年令に規定された障害の状態そのものが記載されなければならない。本障害認定基準改正案のように、「1 認定基準」の国年令の規定を示した表部分に、国年令に規定のない障害の状態の記載は一切なされていない。この点からすると、本改正案は、一旦撤回され、再提出がなされなければならない。	・本改正案の障害の状態については、別途改正を行う国民年金法施行令別表（以下「国年令別表」という。）及び厚生年金保険法施行令（以下「厚年令」という。）別表第1、第2において規定しております。 ・本改正案は、改正後の国年令別表並びに厚年令別表第1及び第2（以下「改正後国年令・厚年令別表」という。）に規定した障害の状態等を、障害認定基準に規定するものとなります。
7	・障害認定基準改正案は「視野は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計を用いて測定する。認定は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計のどちらか一方の測定結果で行うこととし、両者の測定結果を混在させて認定することはできない」としている。ゴールドマン型視野計、自動視野計のどちらかではなく、両方の提出も認め、両方について判定し、どちらか上位の等級に認定するようにすべきである。	・御指摘の規定については、ゴールドマン型視野計による測定結果と自動視野計による測定結果を混在して等級判定することはできない旨を記載したものであって、双方の測定結果を同時に提出することを妨げるものではありません。
8	・今回の改正障害認定基準案は、求心性視野狭窄、輪状暗点という医師によってその内容の解釈が異なる表現を使用し続けている。厳密にはこの定義に合致しないという見解もある、周辺に島状の視野を残存した場合も、求心性視野狭窄に含むことを明確にすべきである。少なくともこれらの文言の前に「おおむね」という文言を追加して、	・御指摘のとおり、「輪状暗点、求心性視野狭窄」については、取りまとめ報告書において「自動視野計による静的視野測定では、輪状暗点、求心性視野狭窄の視野用語を厳格に定義することが困難」とされており、また、「ゴールドマン型視野計による動的視野検査でも、これらの視野用語の厳格な判定基準はない。」とされております。こ

	厳密で完全な形の求心性視野狭窄および輪状暗点だけを対象とするのではない点を明確にすべきである。	うした点も踏まえて、現状においても、「輪状暗点、求心性視野狭窄」については、視野図から総合的に判断することとしております。 ・しかしながら、視野障害については、原則として症状による限定をやめ、測定数値が基準を満たす場合は障害等級を認定するように改正する方針であるところ、「求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、$1/2$の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの」の規定については、削除することによって現に障害年金を受給している者が不利益を被る可能性が否定できないことから、自動視野計に基づく障害認定基準を創設した後も、この規定に限り症状の限定を残しています。 ・以上のことから、原案のままいたします。
9	・今回の改正は、視力、視野については、前回（平成24年）の「障害年金の認定（眼の障害）に関する専門家会合」での提言に応答したものと言えるものの、「『まぶたの運動障害』のうち、眼瞼痙攣で閉瞼固守が重症の者もあり…重度の場合の判定についても今後検討が加えられることを期待する」という点については、検討テーマとされなかった。 まぶたの運動障害等により介護常時が必要であったり稼働能力を喪失している場合でも一切2級以上と認定されない状況は障害による稼働能力の喪失分を補填するという障害年金の目的に完全に反している。ただちに、まぶたの運動障害等によっても3級12号、2級15号および1級9号に認定されるように障害認定基準を改正すべきである。	・眼瞼痙攣や羞明等の眼球使用困難症候群については、現在、障害保健福祉分野において調査研究や検討が行われているものと承知しております。 ・こうした調査研究や検討を通じて、新たな医学的知見等が蓄積された場合には、改めて専門家の意見等も伺いながら、障害年金における眼瞼痙攣等の取扱いについて検討してまいります。
10	・「身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的」とし（身体障害者福祉法1条）、その援助と保護の程度を区分する身体障害者福祉法の等級表を、障害による稼働所得の喪失分を補填する障害年金の等級区分にほぼそのまま持ち込むことに合理性はないのではないか。 障害年金については、機能障害だけでなく、稼働所得を含む社会参加制約の度合いを等級認定（または稼働所得との逓減調整させたうえでの実際の支給額）に反映すべきである。	・障害認定基準では「障害の程度の認定は、診断書およびX線フィルム等添付資料により行う。」ものとされており、今般の障害認定基準の改正も、医学的な知見に基づく障害の程度について改正を行うものです。 ・ご指摘の「稼働所得を含む社会参加制約の度合いを等級認定（または稼働所得との逓減調整させたうえでの実際の支給額）に反映」する障害等級の判定方法については、眼の障害のみならず、他の部位の障害を含む総合的な検討が必要であることから、取りまとめ報告書（視覚障害に関する取りまとめ）を前提とした本改正案には盛り込んでおりません。
11	・併合判定参考表に記載する障害の状態は、国年令および厚年令と同じ内容である場合は、その文言	・改正後の障害認定基準の規定については、改正後国年令・厚年令別表の規定と整合のとれた規定が

	も国年令および厚年令の文言そのものを記載すべきである。	りとしております。
12	・併合判定参考表において、改正前の３級・５号・区分１「両眼の視力がそれぞれ０．０６以下のもの」の削除は撤回されなければならない。これが削除されることにより、併合（加重）認定表に基づき、改正前３級・５号「両眼の視力がそれぞれ０．０６以下のもの」が３級・６号とされてしまうことにより、２級の障害と併合しても２級のままとなり、支給額が減額されることになる。このような重大な不利益が生じる変更が、何らの合理的説明もなく、行われていいはずはない。２０２１年４月３０日障害年金の認定（眼の障害）に関する専門家会合第１回資料５では、「現行の３級・５号・区分１は、改正後の２級・２号・区分１に包含されることになるため、削除する」としているが、これが理由となるはずはない。改正前３級・５号・区分１「両眼の視力がそれぞれ０．０６以下のもの」は改正前３級・６号・区分１「両眼の視力が０．１以下に減じたもの」に包含されていて、この点は改正前も同様であった。どうして、両眼０．０６以下を５号とし、０．１以下を６号としていたのかは、両眼０．０６以下は障害がより重度であるため、もう一つ２級の障害がある場合には１級とするものとして切り分けていたものである。両眼０．０６以下は０．１以下に含まれるから削除するなどという変更は併合認定基準をまったく理解しておらず、この変更によって不利益を生じる受給者が実際に相当数いることに考えが及ばない結果提案されたものというほかなく、決してゆるされるものではない。	・今回の改正案で削除することとしている３級・５号・区分１「両眼の視力がそれぞれ０．０６以下のもの」については、改正後は上位等級の２級・２号・区分１「視力の良い方の眼の視力が０．０４以上０．０７以下のもの」に包含されることから、３級・５号・区分１から削除しているものです。
13	・併合判定参考表において、包括条項と言われる規定（国年令１級９号・２級１５号、厚年令３級１２号・１４号、同障害手当金２１号）が適用される障害の状態については、包括条項が記載された区分（１級・１号・区分８、２級・４号・区分７、３級・７号・区分８、障害手当金・１０号・区分１５）として扱われてきた。 ・併合において、他の包括条項適用障害に比して視野障害についてのみ有利に扱われる合理的理由を説明すべきである。それができないのなら、他の包括条項が適用される障害との均衡から、これらと同様に１級・１号・区分８、２級・４号・区分７、３級・７号・区分８、障害手当金・１０号・区分１５として扱われるべきである。	・御指摘の併合判定表の規定ぶりについては、改正後国年令・厚年令別表において視野障害を明記することを踏まえ、併合判定参考表においても視野障害を個別に明記しているものです。 ・なお、併合判定表における視野障害の規定箇所については、障害等級１級及び２級並びに障害手当金における記載箇所が「視力の良い方の眼の視力」による規定と同じ号に規定されていることに鑑み、障害等級３級についても同様の規定ぶりとしています。